

一般廃棄物処理施設の設置等に係る行政指導指針

1 目的

この指針は、函館市における一般廃棄物処理施設の円滑な設置を図ることで、区域内における一般廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

2 対象施設

函館市以外の者（以下「事業者」という。）が設置しようとする法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設とする。

3 事業者による一般廃棄物処理施設について

事業者が一般廃棄物処理施設の設置（既存施設の用途変更によるものを除く。）をしようとする場合は、次により取扱う。

法第6条第1項の規定による一般廃棄物処理計画に基づくものでなければならない。

函館市以外の市町の一般廃棄物を処理する場合は、関係する市町間の一般廃棄物処理計画の調和が保たれていること。

事前に函館市と協議し、理解を得ていること。

附 則

この指針は、平成29年12月1日から施行する。